

令和7年 第4回白石町農業委員会総会議事録(閲覧用)

1 開催日時 令和7年4月8日(火) 午前9時00分～午前10時47分

2 開催場所 白石町役場 3階 大会議室

3 出席委員(33人)

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭 欠席
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学 欠席
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸 欠席	22	久原 一義	35	生島 義明 欠席
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員(4人)

9 香月 伸幸 27 古賀 茂昭 33 岩石 学 35 生島 義明

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農業委員会事務局職員の人事異動の発令について
- 2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4 農地法第4条及び5条の規定による許可申請について
- 5 農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について
- 6 農用地利用集積等促進計画(案)への意見について
- 7 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)の承認について
- 8 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和7年第5回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 令和7年5月8日(木)9時00分
場所 白石町役場 3階 大会議室

2 その他

白石町遊休農地解消対策事業補助金交付要綱について

6 出席職員

農業委員会事務局 事務局長 石田善人
課長補佐兼農地農政係長 野中和男

7 その他出席職員

農業振興課 農業者係 大串凌平
農業振興課 水田農業係 原田大地

8 その他

9 会議の概要

事務局長 それではただ今から、令和7年4月第4回白石町農業委員会総会を開会いたします。始めに、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございます。

本日は、9番 香月伸幸委員、27番 古賀茂昭委員、33番 岩石学委員、35番 生島義明委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は37名中33名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、6番 岩永政幸委員、7番 土井哲夫委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第 57 号 =

議長 はじめに、1「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」を議題といたします。議案番号第57号について事務局に説明を求めます。

事務局長 それでは、議案書1ページをご覧ください。

議案番号第57号農業委員会職員の人事異動の発令について説明をいたします。

令和7年4月1日付けで農業委員会事務局から〇〇局長が保健福祉課へ、〇〇係長が農業振興課へ異動をしております。

また、課長補佐に福富公民館から〇〇補佐、〇〇係長の後任としまして、農業委員会の〇〇が昇任をいたしております。

〇〇局長の後任として、私、〇〇でございます。

また、住民課から〇〇、〇〇が新たに配属となりました。

農業委員会の職員は、農業委員会等に関する法律第26条第3項により農業委員会が任免すると規定されておりました。4月1日に会長から辞令交付を行っていただいております。詳細は、議案書をご覧ください。

それでは挨拶をさせていただきます。

(異動職員の挨拶。終了後退場。)

議長 これで、議案番号第57号「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」は

終了いたします。

議長 2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第58号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第58号、議案書2ページです。
権利の種類は、所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として3月26日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請農地は、譲渡人が所有する宅地とともに隣接している申請地農地を売却される申請です。
譲受人は米、麦、レンコンなどを67,709㎡で作付けされています。
譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

委員 ○番 ○○です。10a当たりの対価の○○円、10a当たりの総額の○○万を割ったらこの金額になるということか。

事務局 そうです。もう1つ付随している宅地と家まで一緒に購入をされていて、農地の分が大体どれくらいということでお聞きしていましたが、農地の分で、全体の内大体、○○万くらいだろうということでした。

○番 宅地を解体して、田んぼにするのか。宅地はそのままか。

事務局 今の住宅を倉庫代わりになされるということです。

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 58 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 58 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 59 号＝

議長 続きまして、議案番号第 59 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 59 号、権利の種類は、所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 3 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請農地は、譲渡人が所有する宅地とともに隣接している申請地農地を売却される申請です。
譲受人は今後、野菜や果樹を作付けされる予定です。
譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 59 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 59 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 60 号＝

議長 続きまして、議案番号第 60 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 60 号、権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 3 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請農地は、譲渡人が所有する農地に隣接している申請地農地を贈与される申請です。
譲受人は 16a で野菜などを作付けされています。
譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 60 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 60 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 61 号＝

議長 続きますして、3「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第61号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第61号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、農用地区域内農地です。
農地区分の該当事項としましては、市町が定める農業振興地域整備計画において、
農用地区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申
請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、7ページから9ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として3月27日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請農地は、農業用機械置場及び農業用資材置場にされる申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転
用はやむを得ないと判断いたします。
なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第61号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第61号は原案のとおり申請を
許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 62 号＝

議長 続きます、議案番号第 62 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 62 号、議案書 3 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 3 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、玉葱保管用のビニールハウスや機械収納庫を整備されていましたが、今回追加で苗床や機械置場、資材置場を造成されるために申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 62 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 62 号は原案のとおり申請を

許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 63 号＝

議長 続きますして、議案番号第 63 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 63 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項としましては、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、13 ページから 15 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 3 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、機械や資材置場を整備されていましたが、今回新たに農業用倉庫を建設され、併せて機械や資材置場の拡張をされるために申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

委員 ○番の○○です。面積的に広い面積ですので、かなりの規模で耕作されているのかなと思います。どのくらいの規模で経営をされているかどうか分かりますか。

事務局 耕作面積は、約 12 町 3 反の耕作をされています。

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 63 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 63 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 64 号 =

議長 続きまして、議案番号第 64 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 64 号、議案書 4 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、16 ページから 18 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 3 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は宅地進入路や家庭菜園として利用されていましたが、今後は家庭菜園を駐車場として利用したいとのことで、今回申請されたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接耕作者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 64 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 64 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 65 号 =

議長 続きまして、議案番号第 65 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 65 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、19 ページから 21 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員として私の方から補足説明をいたします。

議長 地元農業委員として 3 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は農業用倉庫の出入り口として利用されており、今回申請されたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 65 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 65 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 66 号＝

議長 続きまして、議案番号第 66 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 66 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、22 ページから 24 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。○番の○○委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、私の方から説明をさせていただきます・

地元農業委員として 3 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、家庭菜園、浄化槽用地にするための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 66 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 66 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 67 号 ＝

議長 続きまして、4「農地法第 4 条及び第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 67 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 67 号、議案書 5 ページです。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、②は、既存の施設の拡張、③及び④は、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、25 ページから 27 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても〇番の〇〇委員が欠席ですので、事務局から補足説明をお願いします。

事務局 地元農業委員として 3 月 27 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地に農家分家住宅、農業用資材置場の整備、農業用倉庫の移設を計画されています。

また、農業用倉庫と宅地進入路は、以前から利用されていたため、併せて申請されたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 67 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 67 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 68 号 ~ 69 号 =

議長 続きまして、5「農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について」を議題とします。説明者として農業振興課の職員の入室をお願いします。

(説明者入室)

議長 まず、議案番号第 68 号から 69 号について、一括して審議を行います。始めに農業振興課に説明を求めます。

農業振興課 農業者係

おはようございます。農業振興課農業者係の〇〇と申します。農業振興地域整備計画の担当をしております。

本日は農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について、ご審議頂きたく議案を提出させていただいております。

まず、27 号振興計画及び農用地利用計画の変更を 2 件提出しております。

議案の内容としては、

議案番号第 68 号 申請者は〇〇の〇〇さんです。変更理由は農家分家住宅、車庫として利用するためです。位置図 P28 をご覧ください。農振除外 6 要件についても 3 月 31 日に策定した地域計画を阻害しないということも含めて、満たしております。

続いて議案番号第 69 号 申請者は〇〇の〇〇さんです。変更理由は農家分家住宅への進入路として利用するためです。位置図 P30 をご覧ください。農振除外 6 要件について満たしております。また、この土地については、令和 4 年に農業用施設用地に用途区分の変更をしており、すでに転用済です。その土地の一部を農業用施設用地から一般除外するものです。

圃場整備事業や暗渠排水事業の事業主体の土地改良区に確認してもらっており、満たしております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。まず、議案番号第 68 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 68 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 68 号は当委員会で承認することに決定いたします。

議長 次に、議案番号第 69 号について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 69 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 69 号は当委員会で承認することに決定いたします。

＝ 議案番号第 70 号 ～ 85 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第 70 号から 85 号について、一括して審議を行います。それでは、農業振興課の説明をお願いします。

農業振興課 農業者係

続いて農業用施設用地への用途区分の変更について説明いたします。

議案番号第70号から85号 申請者は16名で、合計面積は59,678㎡です。転用予定者は〇〇〇〇です。位置図P32からP34をご覧ください。

用途区分の変更ですので、農振除外6要件のうち2号要件、3号要件、5号要件の三つを満たす必要があります。

まず、2号要件の「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」については、地域計画区域内の農用地から除外されていますので満たしております。

3号要件の「農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと」については、水路、道路に囲まれていますので、農地の集団は阻害いたしません。

5号要件の「農業に必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと」については、圃場整備事業や暗渠排水事業の事業主体の土地改良区に確認してもらっており、財産処分の手続き等も進んでおり満たしています。

以上で説明を終わります。

議長 続いて、〇〇〇〇から補足等あればお願いします。

申請者 〇〇と申します。この施設を計画した理由は、農業者の皆様の資する施設として計画しました。

新たに農林水産省は、下水汚泥等を利用した肥料の国産化を目指して、新たな工程企画の菌体りん酸肥料という工程企画をこの度創設されました。その菌体りん酸肥料を製造する施設なので、将来的にはこの肥料を利用して、生産性の向上、それから圃場の肥沃化を図ることができまして、皆様の農業生産に資する施設でありますので、この一角をぜひとも利用させていただきたいという思いで計画させていただきました。

すでに〇〇〇〇という会社は、熊本県荒尾市に熊本工場を有しており、そこで同等の施設で、肥料生産を行っています。また、全国に類推の工場が4施設運営しております、すでに実績と約40年にわたってやっているところです。白石町の行政の方々にも見学いただき、それを確認しているところです。

面積としましては、6haでこれは現在熊本工場と同等規模で、同じような生産能力を有しているところです。発酵施設ですので、生活環境を十分配慮しなければならないわけですので、そのための施設を臭気対策、騒音、振動、環境5項目というものが一番にくるんですけど、そういったものを満足した施設を作りたいと考えておりまして、皆様の全ご理解を伴って〇〇干拓地の一角を使わせていただければ、上手くいくのではないかと考えています。それから、白石町の主な生産でありますレンコン、玉葱の残渣物を一緒にこの工場が発酵促進して、処理できる施設として考えておりまして、今までのあぜ道等にそのまま置いておくということが解消されるので、皆様方ぜひ、ご利用いただきたいと思います。以上です。

議長 説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇委員 生産規模や、売上金額など概要等の説明をいただきたいと思います。

申請者 工場の生産能力は、日量300t。受け入れを実際に行うのは、100tから150tぐらいの間の下水汚泥を受け入れます。これはどこから肥料の原料たる汚泥を受け入れるのかということになりますと、佐賀県、福岡県の一部、長崎県の近隣を予定しています。

なぜそうなるかと言いますと、原料を運ぶための距離が一番のウエイトとしていきます。つまり、比較的近隣の処理場から受け入れるということで、効率よく生産ができる。できた肥料を皆様方に供給できる菌体りん酸肥料として、皆様方に非常に近い

ということがありますので、工場の新設能力としまして日量 300 t として申請させていただきます。

従業員の雇用ですが、最大 25 名を予定しています。工場のスタートとしては、15 名程度を予定しており、最大 25 名を予定しています。これは既に佐賀県の方に説明にあがらせていただきまして、町づくり化を含めてご協力いただいているところです。以上です。

○委員 売上の目標、堆肥等の受入れの金額、いくらで買って無償で残渣、玉ねぎのくずなど取ってくれるのか。

申請者 レンコン残渣、玉ねぎ残渣を含めた皆様方の野菜くず残渣は、無償で受け入れます。その設備を同時に造ります。出荷事業者は別です。

生産されている農家さんには無償なので、軽トラック等で残渣物を工場まで持って来ていただくことは必要なのですが、残渣物を処理するにあたっては無償で受け入れたいと思います。

当施設は、肥料販売で成り立っているわけではありません。汚泥処理費といいますが下水処理場からでてくる、脱水汚泥を有効活用することによって事業運営費を捻出していきますので、大体取り決めている 1 t 当たりの処分費に見合った分を提示して見積もりをだしていこうと思っています。

出来上がった製品については、できるだけ格安で販売させていただきます。今の熊本工場では、近隣の方々には〇円で販売をしています。20 kg 袋が〇円ですので、格安といえると思います。最初の内は、試験販売として無償提供してもいいのかなと思っています。順調にいきましたら、〇円程度で販売させていただこうと思っています。

○委員 栽培とかの試験的なもの。どれくらい入れたら過剰気味になるのか、農作物に対しての利害関係が発生するものかあられたら教えていただきたいです。

申請者 各工場で販売しておりますので、県の研究所など相談してもらっているんですけど立件上の圃場の状態から調査していかないといけないので、それぞれの圃場に見合った量及び、窒素、りん、加里の化学肥料と混合するにあたってそれぞれの圃場の基礎数値に見合った量を算定していくわけなので、一概にこれだけの量を入れたらいいなどや、入れすぎたら過剰になるなど、一概には言えません。科学的根拠というより、経験値に応じてアドバイスはできますけれども、皆様の知見のほうが優れている場合が多いので持って帰ってもらって使ってみて、作付けをして収穫をして繰り返しやってみて一種の経験として皆様にしていただくことが重要なので、一概にこうだということはなかなか言いにくいというのがわたしどもの経験です。

○委員 事業者というのは青果業者などを事業者としているのか。

申請者 事業所からでた野菜の残渣は、有償でお金をとります。農家さんからの受入れは無

償で行います。販売の話は、事業所の方関係なく当初は無償で対応したい。

○委員 搬入トラックが、1日何台くらいか。搬入経路も教えてください。

申請者 ○○インターから降りまして、○○建設さんから左折、高い壁がある堤防を左に曲がって、今回の計画地に搬入ということになります。操業後の計画では10tトラックが、計画では1時間に5,6台ぐらいの計画です。それを8時間でカウントしたぐらいが1日の量なのですが、40台とかあたりですかね。

議長 今1tトラックが走行するときは、速度制限があって、干拓内はゆっくり行っている。10tが40台もくるとなれば、かなり道が騒擾する可能性がある。

○委員 アスファルトがもたない。農道だから。10tであればアスファルトが砕ける。

申請者 建設の話のときに建設課の方にご相談をお願いしています。事業者側ではどうすることもできません。

議長 ここらへんで採決に入りたいと思います。関係者の退室をお願いします。

(関係者退出)

○委員 いろいろ議論がある中で申し訳ないです。○番の○○です。

農道ですので、アスファルトは正直いって10tトラックに対する能力はありません。幅員が狭いところがあるので、離合できるところが絶対必要。耕作者との離合場所が必ず必要となります。

そこらへんを含めて農業サイドできちんとしてもらいたいという、町内の行政、組織内でも、きちんとしていただきたい。事業そのものが、町の負担とならないような形できちんとしていくのも、必要ではないかと思う。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。地元説明会の中でもかなり地元の方からもご意見をいただいているところです。その中には建設課等も入っておりますのでそのご意見を庁内で密に連絡をとりながら、地元と揉めないようなことでしていきたいと思っています。事務局も今後引き続き協議に入っていきたいと思っています。

議長 それでは、議案番号第70号から85号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第70号から85号は当委員会で承認することに決定いたします。農業振興課職員の退出をお願いします。

(職員退出)

= 議案番号第 86 号 =

議長 続きますして、6「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」を議題とします。議案番号第 86 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 86 号の「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」ご説明いたします。

今回、「所有権移転」はありませんでした。

次に、「利用権設定」でございます。1 ページから 3 ページをご覧ください。今回は 37 件計画されており、賃借権設定が 36 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。

区分の内訳として新規が 18 件あり、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものは 5 件です。再設定は 19 件となっております。未相続農地は 4 件です。

今回の利用権の総面積は 324,910.3 (32 万 4,910.3) m²です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する要件を満たしており 37 件とも意見はないものと判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番○○委員、○番○○委員、○番○○委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、利用権設定のうち、1 ページの整理番号 1 番と 2 番、2 ページの整理番号 19 番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 86 号、利用権設定のうち、1 ページの整理番号 1 番と 2 番、2 ページの整理番号 19 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 86 号、利用権設定のうち、1 ページの整理番号 1 番と 2 番、2 ページの整理番号 19 番以外の分について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

= 議案番号第 87 号 =

議長 続きまして、7「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等（案）の承認について」を議題とします。議案番号第 87 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 説明（口述省略）

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 87 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 87 号は原案のとおり承認することに決定いたします。

＝議案番号第 88 ～ 93 号＝

議長 続きますして、8「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 88 号から 93 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 9 ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 88 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、大井の〇〇さんです。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、35 ページから 36 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 89 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、船野の〇〇さんです。

申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。

議案の位置図は、37 ページから 38 ページをご覧ください。

続きますして、議案書 10 ページ、議案番号第 90 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇さんです。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、39 ページから 40 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 91 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、福岡県の〇〇さんです。

申請理由は、離農による農地処分でございます。

議案の位置図は、41 ページから 42 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 92 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、大西の〇〇さんです。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、43 ページから 44 ページをご覧ください。

続きますして、議案番号第 93 号。

申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、長崎県の〇〇さんです。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、45 ページから 46 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 88 号から 93 号でした。
白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定により、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。
なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。
もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ 2 名、あっせん委員の指名をお願いいたします。
以上で説明を終わります。

議長 議案番号第 88 号から 93 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 88 号。
委員 ○番 〇〇委員、 ○番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 89 号
委員 ○番 〇〇委員、 ○番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 90 号
委員 ○番 〇〇委員、 ○番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 91 号
委員 ○番 〇〇委員、 ○番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 92 号
委員 ○番 〇〇委員、 ○番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 93 号
委員 ○番 〇〇委員、 ○番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 88 号、○番 〇〇委員、 ○番 〇〇委員
議案番号第 89 号、○番 〇〇委員、 ○番 〇〇委員
議案番号第 90 号、○番 〇〇委員、 ○番 〇〇委員
議案番号第 91 号、○番 〇〇委員、 ○番 〇〇委員

議案番号第 92 号、○番 ○○委員、 ○番 ○○委員
議案番号第 93 号、○番 ○○委員、 ○番 ○○委員

であつせん委員をよろしく申し上げます。

議長 次に、事務局の担当職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告が終わりましたので、続きまして事務局から業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 令和 7 年 第 5 回白石町農業委員会総会の日時及び場所

日時 : 令和 7 年 5 月 8 日 (木) 9 時 00 分

場所 : 白石町役場 3 階 大会議室

2 その他

白石町遊休農地解消対策事業補助金交付要綱について

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 47 分